

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程

(目的)

第1条 この貸付規程は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が実施する児童養護施設退所者等自立支援資金（以下、「自立支援資金」という。）の貸付方法、事務手続き等を規定し、自立支援資金の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付の申請)

第2条 自立支援資金の貸付けを受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、自立支援資金貸付申請書（第1号様式）に、必要な書面を添えて、本会会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第3条 申請者は、原則として連帯保証人を立てるものとする。

- 2 前項の連帯保証人は、成年の者で独立の生計を営む者でなければならない。この場合において、申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人とする。
- 3 保護者等がない又は保護者等による連帯保証人が見込めないときは連帯保証人を立てないことができる。

(選考結果の通知)

第4条 会長は自立支援資金の貸付けを行うこと又は貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を申請者に対し通知するものとする。

(誓約書)

第5条 自立支援資金の貸付の決定を受けた者（以下、「借受人」という。）は、前条の規定による通知を受けた日から15日以内に、誓約書（連帯保証人がいる場合には連帯保証人と連署したもの）（第2号様式）を会長に提出しなければならない。（連帯保証人は、印鑑証明書を添付しなければならない。）

- 2 前項の期間内に誓約書を提出しない者は、自立支援資金の借受を辞退したものとみなす。

(自立支援資金の交付)

第6条 会長は、前条第1項の規定により誓約書及び借用証書（第4号様式）の提出があったときは、当該決定に係る自立支援資金を交付する。

- 2 自立支援資金の交付は、生活支援費及び家賃支援費については月決めの方法によるものとし、資格取得支援費については、一括で交付するものとする。

(返還)

第7条 要綱第10各号の理由により、返還が生じた場合、借受人は、自立支援資金返還明細書(第3号様式)を会長に提出しなければならない。

- 2 自立支援資金の返還方法は、月賦又は半年賦の方法によるものとする。ただし、繰り上げ返還をすることを妨げない。

(自立支援資金借用証書)

第8条 借受人は、自立支援資金の貸付決定通知を受けた日から15日以内に、貸付を受けた自立支援資金の全額にかかる自立支援資金借用証書(第4号様式)を会長に提出しなければならない。

(免除の申請等)

第9条 要綱第9の返還債務の当然免除を受けようとする者は、自立支援資金の返還当然免除申請書(第5号様式)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 要綱第12の返還債務の裁量免除を受けようとする者は、自立支援資金返還裁量免除申請書(第6号様式)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 3 会長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(猶予の申請等)

第10条 要綱第11第1項の返還の当然猶予を受けようとする者は、自立支援資金返還当然猶予申請書(第7号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 要綱第11第2項の返還の裁量猶予を受けようとする者は、自立支援資金返還裁量猶予申請書(第8号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 3 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第11条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき
- (2) 借受人が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき

- (3) 借受人が停学又は退学の処分を受けたとき
- (4) 借受人が留年したとき
- (5) 借受人が就職したとき
- (6) 借受人が退職したとき又は借受人が離職し、再就職したとき
- (7) 借受人が離職後、就職活動を行っているとき
- (8) 借受人が資格取得をやめるとき
- (9) 自立支援資金の借受けを辞退するとき
 - 2 借受人が死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに届け出なければならない。
 - 3 第1項及び前項による届出は、借り受けた自立支援資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

(勤務期間の計算)

- 第12条 自立支援資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は貸付を開始した日の属する月から離職した日の前日の属する月までの月数による。
- ただし、申請時に就職していない者については、申請後、就職した日の属する月から離職した日の前日の属する月までの月数による。

(実施細目)

- 第13条 この規程に定めるもののほか、自立支援資金の貸付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年12月28日から施行し、令和4年12月2日から適用する。